

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

◆ 申告相談の日程

※市役所、巡回相談の両方とも会場に入場できる人数を制限させていただきます。

詳しくは広報すずか1月20日号をご確認ください。

市役所での申告相談日程 受付時間 8:30～15:45 ※早めに終了することがあります。

駐車場や庁舎への入場は午前8時からです。近隣のご迷惑となるため、それまでのご来場はお控えください。

申告相談期間	申告相談会場
2月16日(月)～3月16日(月) 土曜・日曜・祝日はお休みです。	市役所 12階 大会議室

市役所2階窓口での面談による受付は実施していません。

記入済みの申告書の提出は2階窓口で受付します(その場合、添付資料等はすべてお預かりします)。

巡回相談での申告相談日程 受付時間 9:30～14:45 ※早めに終了することがあります。

月 日	申告相談会場	月 日	申告相談会場
2月9日(月)	椿公民館	2月27日(金)	牧田公民館
	飯野公民館	3月2日(月)	合川公民館
2月10日(火)	庄野公民館	3月3日(火)	深伊沢公民館
	鈴峰公民館	3月4日(水)	若松公民館
2月12日(木)	庄内公民館	3月5日(木)	久間田公民館
2月13日(金)	石薬師公民館	3月6日(金)	栄公民館
2月18日(水)	井田川公民館	3月9日(月)	箕田公民館
2月19日(木)	玉垣公民館	3月10日(火)	天名公民館
2月20日(金)	稻生公民館	3月11日(水)	河曲公民館
2月25日(水)	国府公民館	3月12日(木)	一ノ宮地区市民センター
2月26日(木)	加佐登公民館	3月13日(金)	白子地区市民センター

- 持ち物
- 市民税・県民税申告書
 - 本人確認書類
 - 個人番号(マイナンバー)確認書類
 - 黒ボールペン

- 所得と控除の添付資料
→手引き20ページ「添付・提示資料チェック表」
または、各所得や控除の欄を確認ください。

◆ お知らせ

令和8年度分から市民税・県民税の

電子申告が始まります。

令和8年1月より、マイナンバーカードを利用してスマートフォンやパソコンから市民税・県民税に関する申告が可能となりました。



お知らせ

●納税通知書等は以下の予定で発送します。

- ・給与天引きの方 … 5月中旬
(お勤め先へ発送)
- ・年金天引きの方 … 6月中旬
- ・個人納付の方 … 6月初旬
(口座振替含む) ~中旬

※個人納付の方で税額が0円の場合、
通知書は送付されません。

この手引きは再生紙を使用しています。

申告される方へのお願い

・原則ご自身で申告書を作成してください。完成した申告書等は郵送していただくか、直接市民税課(市役所2階)または地区市民センターの窓口へ提出してください。

※郵送時、控え(3枚目)は切り離して保管してください。ただし、控えに受付印が必要な場合は、3枚目を切り離さずに返信用封筒を同封して郵送してください。

・申告相談会場(裏表紙記載)は混雑が予想されるため、できる限り最少の人数でお越しください。

待ち時間短縮のために、申告相談に必要な書類の整理・集計したものをお持ちください。

例年2月中は特に混雑するため、できる限り時期をずらしたご来場にご協力ください。

・令和8年度分から市民税・県民税の電子申告が始まります。

電子申告にはマイナンバーカードが必要です。詳細は裏表紙のお知らせをご覧ください。

令和8年度から適用される主な税制改正

① 納付所得控除が見直されました(3ページ)

最低保障額が10万円引き上げられ、65万円(改正前:55万円)となりました。

② 扶養親族等の所得要件が見直されました(8・9ページ)

同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件が58万円以下(改正前:48万円以下)となりました。

③ 特定親族特別控除が創設されました(10ページ)

特定親族(所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下の方)に該当する場合、所得控除の適用を受けられます。

その他注意点

●医療費控除(11ページ)の申告をする際は、1年間に支払った医療費や医療機関等をまとめた「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

領収書では申告することができませんので、ご注意ください。

目次

	ページ
1. 申告が必要か不要かの判断	… 1
2. 所得金額の計算	… 2
3. 所得控除金額の計算	… 6
4. 税額控除金額の計算	… 12
5. 課税される所得の範囲	… 15
6. 市民税・県民税、森林環境税の税率	… 15
7. 市民税・県民税、森林環境税額の計算の流れ	… 16
8. 収支内訳書の書き方	… 17
添付・提示資料チェック表	… 20

この手引きは市民税・県民税の一般的な事柄について書いてあります。全ての事例を網羅しておりませんので、ご不明な点がありましたら、右記の連絡先までお問い合わせください。

手引きの内容は、法改正により内容が変更になる場合があります。

お問い合わせ及び郵送での提出先
〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市 総務部 市民税課
電話:(059) 382-9446(直通)
(059) 382-1100(代表)

控除を受けるための領収書や証明書等は、添付する必要がありますので、必ず申告書2枚目の資料貼付用紙に貼付けてください。

申告書記入例

※必要な資料の添付がないと、控除が認められない場合があります。
医療費控除の申告には、医療費控除の明細書が必要です(領収書では不可)

※記入例にある添付資料は代表的な様式を掲載しています。
※申告書の控え(3枚目)は切り離して手元に保管してください。受印が押された控えを希望される場合は、切り離さず返信用封筒を同封してください。

源泉徴収票等の添付は不要です。

ただし、市の申告会場等で申告書を作成する場合は、金額の確認のため源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

手引きの参照ページ

所得金額 … 2~5ページ
所得から差し引かれる金額 … 6~11ページ

■国民健康保険料 ※ 6ページの社会保険料控除欄 参照

市役所から送付される納付済額のお知らせをご確認ください

令和7年中

国民健康保険 納付済額のお知らせ

国民健康保険の納付済額は、会社での年末調整、所得税または市・県民税の申告(確定申告等)で社会保険料控除の対象になります。

氏名

納付確認日	令和7年10月16日
(1)確認日現在納付済額	234,200 円
(2)参考 賦課額合計	円

- 「(2)参考 賦課額合計」欄の金額は、(1)確認日現在納付済額と、納付確認日以降に納期限を迎える令和7年度の第4期から第6期分の賦課額を合計したものです。
- 加入状況(所得や人數)の変更により、これから納付すべき保険料の金額が変更となる場合は、「(2)参考 賦課額合計」と実際に納付した国民健康保険料額が一致しないことがあります。
- 「1月1日から12月31日までの納付額が社会保険料控除の対象です。納期限どおりに納めた金額の変更がない場合は、「(2)参考 賦課額合計」がその対象です。」
- 「国民健康保険料額に変更があった場合や今後年内に納付した場合は、領収書や納付通知書、口座振替の通帳等で実際の納付額を確認して申告してください。」

※年内に支払った額がある場合はその分を加算してください。

■国民年金保険料 ※6ページの社会保険料控除欄 参照

日本年金機構から送付される控除証明書をご確認ください。

特定親族に該当する場合、○を記入してください。

※10ページの特定親族特別控除欄 参照

(宛先) 鈴鹿市長 令和8年度市民税・県民税申告書 提出年月日

表面			現住所	鈴鹿市神戸一丁目18番18号		
			フリガナ	シンコク イチロウ		
			氏名	申告一郎		
			生年月日	明治大昭平令 23年6月9日		
個人番号記入欄			電話番号	059-382-1100		
3 所得から差し引かれる金額に關する事項	⑩ 社会保険料	社会保険の種類	支払った保険料			
	会員保険料	国民健康保険	234,200			
		国民年金	243,500			
		合計	477,700			
	所得制度	生命保険料の計	個人年金保険料の計	介護医療保険料の計		
		新制度	50,000	12,500	4,500	
		旧制度	45,000	16,000		
	所得から差し引かれる金額等	地震保険料	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
			31,000	14,800		
	5 給与から差引き(特別徴収)	⑪ ⑭~⑯	寡婦控除 死別 離婚 ひいき 勤労学生	⑫ ⑮	ひとり親控除	⑬ ⑯
		□ 寡婦控除	□ ひとり親控除	□ 勤労学生控除	(学校名)	
⑰ 障害者		氏名 申告二郎	障害の程度 認定書 (特普)	障害の程度 認定書 (特普)		
		氏名				
⑱~⑲ 配偶者		配偶者の氏名 申告花子	生年月日 明治大昭平 31.11.7	配偶者の合計所得額		
		□ 同居	□ 別居			
⑳ 指定扶養親族		個人番号 22222222222222	□ 続柄	□ 特親	控除額	
		氏名	生年月日			
㉑ 特定扶養親族		① 申告五郎	明治大昭平 16.1.1	孫	○ 41	
		□ 同居	□ 別居	個人番号 33333333333333		
㉒ 特定扶養親族	② 申告太郎	明治大昭平 52.3.20	子	33		
	□ 同居	□ 别居	個人番号 44444444444444			
㉓ 特定扶養親族	③ 申告一子	明治大昭平 14.12.31	母	38		
	□ 同居	□ 别居	個人番号 55555555555555			
㉔ 16歳未満の扶養親族	④ 申告二郎	明治大昭平 . . .				
	□ 同居	□ 别居	個人番号 . . .			
㉕ 雑損	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類			
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損額のうち損害関連支出の金額			
㉖ 医療費	Ⓐ 支払った医療費等	Ⓑ 保険金などで補填される金額				
	308,999	135,005				
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納稅方法						
□ 給与から差引き(特別徴収)	□ 自分で納付(普通徴収)					
提出年月日	73,994					
合計(㉔ + ㉕ + ㉖)	3,047,694					

本人の個人番号(マイナンバー)を記入してください。

→ ※配偶者や扶養親族については、各個人の氏名下に個番号を記入してください。

※配偶者や扶養親族については、各個人の氏名下に個人登録を行ってください。

■給与収入 ※ 3ページの給与所得欄 参照

事業所から発行される源泉徴収票の支払金額を記ください。

支 払 住 所				(受給者番号)					
を受ける者又は居所				(受取者名)					
				氏名 (フリガナ) :					
種 別		支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額				
		2,100,400							
(源泉) 控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有	老人	特 定	老人	その他の	特親	特 別	その他の	
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
(摘要)									

■公的年金等収入 ※ 3~4ページの雑所得欄 参照

日本年金機構などから発行される源泉徴収票の支払金額を記入してください。

※ 年金の支払者により様式が異なる場合があります。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票									
住所又は 居所									
	(フリガナ)				生年	明治	大正	昭和	平成
氏名				月日	年	年	年	年	年
区分	支 払 金 額					源 泉 徹 収 税 額			
所得税法第203条の3第1号・第4号適用	1,100,000					円			
所得税法第203条の3第2号・第5号適用						円			
所得税法第203条の3第3号・第6号適用						円			
所得税 法第 203 条の 3 第 7 号適用						円			
本人	源泉控除対象配偶者の の有無	控除対象扶養親族の数	16歳未満の 扶養親族の数	離婚者の数	非居住者 である 親族の数	社会保険料の額			
特別 その他の 障害者	ひとり親 寡婦	特定 老人 その他	人 人 人	内 人	人 人	円			
一般									
(扶養)	源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族						
(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分				
氏名		氏名		氏名					
(扶養)	1	2	1	2	1				
(扶養)	区分	(扶養)	区分	(扶養)	区分				
(扶養)	2	1	2	1	2				
支 払 者									
法 人 番 号									
所 在 地									
名 称									
電 話 番 号									

10 実附会に問う3事項

	都道府県、市区町村分（特例控除対象）	10,000
	住所地の共同募金会、日赤支部分・ 都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	
条例指定分	都道府県	
	市区町村	